

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和5年2月24日(金) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 欠 席	7 番 森 計人
8 番 面田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心美由紀	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 前田 篤史 峯 彩乃

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項
予定なし

5. 議 事

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第45号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第47号 農地のあっせん申出について

6. その他

委員報酬の加算額について
春の農作業賃金について
令和5年度の総会日程(予定)について
改良届について

事務局長	<p>只今より令和4年度第2月期11回目となります農業委員会総会を開催します。本日は農業委員さんが6番の山口委員さん、推進委員さんは、松葉委員さんが欠席で13名ずつの出席となっております。また主題の下に書いてありますけど、委員同士の顔を見ながら協議をしたいとのご意見がございましたので、このような席にしております。次回以降もこのようにしていきたいと思っておりますので、迷われないように次回もですね。この席を忘れないように、では会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>報告で、またその他の件で話したいと思っておりますけど、改良届の事前着工とか多かったんですけど、2月6日にお茶農家の改植説明会というのがありまして、そこと、それから2月10日の業務会の総会の折に、改良届を出してくださいと、切り盛りが無くてもお願いいたしますとしていますので、後でそこはちょっと説明しますが、そういうことで、今日も議事の方を4件ほどありますので。それでは座らせて進めさせていただきます。</p> <p>まずは議事録署名委員の指名についてということで、8番の面田委員、それから9番の入江委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。4番の報告事項はございませんので5番の議事に入りたいと思っております。議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について、3件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。3件あります。1件目についてまず説明します。里郷1397、1406、1407-1、田3筆2,022㎡、理由は経営規模拡大のためです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今説明がありましたように、この件に関しまして、担当の農業委員の入江委員さん、何か報告とか受けられていますか。何もないですか。その他に皆さん、こういう状況とか説明をお願いしたいと思っておりますけども、ないようでしたら質問も含めましてお受けしますけども、何もないですか。それでは1番につきまして許可する事と問題ないという方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。それでは1番の方は許可という事で進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは2番につきまして事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件目です。彼杵宿郷1315と、千綿宿郷697、樹園地2筆ですけれどもミカン畑です。5,915㎡、申請事由は貸付人は亡くなられて息子さんが申請をされているんですけど、耕作管理が困難であるということで、借受人が引き受けるという内容となっております。反の5千円、賃貸借で10年となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ここは私の担当地区になりまして、丁度彼杵宿と千綿宿の</p>

	<p>境の町民グラウンドの真上辺りになるんですけど。当人から連絡がありまして、こういう事で畑を借りて作る事になりましたのでよろしくお願ひしますという事でした。当人も、最近、SSを入れられまして、チェーンソーや刈払機と書いてありますけど、しっかり経営をされていますので、特段問題ないかと思ひますけども、この件に関しまして補足とか質問とかございましたら、またお受けしますけども、何かないでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ないようでしたら許可すると問題ないと思われる方は挙手を持ってお願ひします。ありがとうございます。全会一致という事で許可する事と致します。引き続き3件目の方を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3件目です。大音琴郷202、田1筆で1,553㎡。理由としては耕作管理が高齢になられるので困難であるので、10年の使用貸借契約となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件につきまして、地元の面田委員さん何か、補足とかございましたらお願ひしたいと思ひますけども。</p>
面田委員	<p>ないです。</p>
議長	<p>ないですか。その他ご質問、補足等ありましたら、他の委員さん、推進委員さんよろしくお願ひしたいと思ひますけど、何もありませんでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>それではこの3番の件につきまして、許可する事と問題ないと思われる方は挙手を持ってお願ひします。ありがとうございます。全会一致で許可する事という方向に進めさせていただきたいと思ひます。それでは続きまして、次の議案に入りたいと思ひます。議案第45号農地中間管理事業による農地利用集積計画について、ということで2件、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。2件続けてご説明いたします。</p> <p>まず1件目が、八反田郷1105、1106-1、1173、1174-1、田、4筆で3,727㎡。使用貸借権の設定です。5年間の使用貸借となっております。</p> <p>2件目が三根郷877-1、877-2、田2筆で3,155㎡。賃貸借権の設定で、10年間で反の</p>

議長	<p>11,000 円の賃貸借設定となっております。</p> <p>8 ページ、9 ページが該当場所の図面を付けております。説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。1 番につきまして地元委員さんから補足とかございましたらお願いしたいと思いますけども、まず契約自体が、受人が会社名に替わったと、以前から契約されていたという事で問題ないかと思えますけども、質問等なければ採決に入りたいと思えますけどよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>それではこの 1 番につきまして、許可する事と問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。許可するという事で進めさせていただきたいと思えます。引き続き 2 番の件ですけれども、ここも、上杉のですけど、契約更新という事で、特段問題ないかと農業委員としては思っております。ということで、ご質問と補足とかございましたらお願いしたいと思いますけどその他ないでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>それでは 2 番についても採決をとりたいと思えます。2 番の件につきまして、許可する事と、問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。全会一致ということで許可する事で進めさせていただこうと思えます。それでは引き続き、議案第 46 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてということで、2 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要綱の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。2 件あります。ですが内容としてはほぼほぼ 1 件という事なので、まとめてお説明をしていきたいと思えます。まず 1 件目が、蔵本郷 1142-5、1143-1、田 2 筆で 384 m²。所有権移転、売買の転用となっております。一般個人住宅用地、木造平屋建て一戸、個人の住宅新築のためとなっております。</p> <p>2 件目がそれに付随するような転用ですけども、1144-4、田 1 筆で 31 m²、こちらも譲渡人は同じで、譲受人につきまして、備考に書いていますけれども、持分 10 分の 10のうち、10 分の 3 を、10 分の 1 ずつ 3 人に贈与する。ここの道を使う方、4 名の共有名義にするという内容となっております。通路を拡幅すると、土地の造成費用については譲渡人が全額負担をされる予定となっております。譲渡人の持分の 10 分の 7 について県に確認したところ、自己所有の分は 4 条で申請するようになっております。</p> <p>11 ページをご覧ください。場所ですが、蔵本郷の 1142-5 と 1143-1、蔵本郷 1144-4 です。下の拡大した図面の方ですけども、赤枠が住宅用地、青枠が通路の拡幅用地、</p>

	<p>建築関係の法令で 6mを確保しないといけないので、ここを通路部分に転用するようです。次 12 ページ、13 ページ写真ですけれども、①②③④が住宅用地のところ、赤字で地番を書いている所です。ここが住宅用地です。⑤⑥の青のちょっと薄い字で書いてある 1144-4、ここが通路に当たる部分、拡幅のところになるという内容になっております。14 ページ、申請書の鏡です。これが住宅用地の分の申請書の鏡です。15 ページがその分の構図。黄色の所が住宅用地です。16 ページが配置図。青で囲っているのが家がここに建つイメージです。左側に道があって、道を挟んで、反対側に 1144-4 があり、ここを回って、家に入るイメージです。乗り入れ部分が狭いので、広げますかねって事も聞いたんですけど、今日は明確な答えはありませんでした。17 ページに被害防除計画書ですね。家の方の分ですけれども、造成計画については、現状のまま。『申請地内は、ほぼ高低差のない農地となっており、隣接する土地も宅地と道路で既存の石積擁壁等が設けており、被害の恐れは無いものと思われます。』となっております。雨水排水は道路側溝に、汚水・生活雑排水については下水道が、家の前の道に流れておりますので、そこに流すという事でした。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置のところは、『建物は平屋建てのみで、間隔を空けて建築することで日照、通風、耕作等に影響を及ぼす恐れは無いものと思われます。』周りにほとんど農地もないので特に影響はないと思います。18 ページ、19 ページに平面図、立面図ですね。説明は省略します。20 ページが通路部分の申請書になります。4 名共有なる申請となっております。22 ページが公図で、黄色い部分が通路として転用される部分です。23 ページがさっきとほぼ一緒なんですけれども、赤枠のところは通路にされる部分、砂利での舗装はしない予定という事でございました。24 ページ、被害防除計画書ですね。切土を行うということで、丁度入り口部分がちょっと高くなっていますので、0.35m切土を行うとなっております。こちらも申請地内は、ほぼ高低差のない農地となっており、隣接する西側農地側は土留め工事をするので被害の恐れは無いものと思われます。汚水雑排水はないですけれども、雨水排水については下の町道の方に流すと、計画となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件に関しましては本日ですね現地確認を行っております。まずは地元委員の森田委員さん補足等ございましたらよろしくお願ひしたいですけれども。</p>
森田委員	<p>11 番の森田です。朝から現地確認に行ったわけですけども、この土地はもう上も下も全部コンクリートとか石垣で綺麗にしてありまして、問題ないと思います。また雨水に関しては道路わきに側溝、自分のところの側溝がありますんで、そこに流すという格好でございまして、問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。推進委員の森さん何かありますか。</p>
森武敏委員	<p>先ほど森田委員さんの言われた内容で問題ないかなと思います。あと一つですね、こ</p>

	<p>の⑤の写真で、水路が、上からきて、その道の植木の方から、家の水路に来ており、写真⑤のところの手前の町道に至る所ですけども、その部分の側溝がおっきいんですけど、もしもの時に、雨のひどい時は、そちらの方に放水するような、落とすようなかたちに、水を流せるんで、まあ今家を建てられるところは、その敷地内に、写真で言えば②ですね。②の丁度左側の方にですね、溝がある、ちっちゃいですね、それを再利用する、利用するって事で、まあ問題ないかなと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本日ですね、当番で回っていただきました宮脇委員さん、何かないでしょうか。</p>
宮脇委員	<p>2 番の宮脇です。今地元の二人の委員さんがご説明されたとおりでございますけど、もう一つ、これ、ちょっと私も気になって、立会いの不動産屋さんへご説明願ったんですけど、この中で 10 分の 1 ずつ、3 名で贈与という感じの、その道路の拡幅の部分が出ていたんですけど、これをどうしてこういう形になるんですかと、今でも十分、道は普通車が通れるような道で今、上に上がって行っている状態なので、入口の方だけ広げるとい状態でありますので、ここはいかがなものでしょうかというような質問しましたら、説明する方もなかなか難しいような感じで、最終的にはその銀行からの借り受けの、借入金の問題じゃないかというような感じのご説明をされたんですけど、ちょっとその辺が不十分だなと思いました。まあしかしこれで許可が下りると、いう事であれば、別に問題はないと思いますので、その辺を皆さんにご説明をと思ってマイクを握らせていただきました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。実際私も現地を見て、宅地になるのは全然問題ないなど。この青枠の方の 1144-4、実際ここに農地があるだけで、他の農地に影響があるかといわれれば、全然問題ないということで、特段問題はないかという事で思っております。それを踏まえて、皆様方からご意見、ご質問等ございましたらお願いしますけど、よろしくお願いします。その他ないでしょうか。ないようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>それでは、先ほど事務局から説明がありましたように、第 4 条申請と 5 条申請とまとめて採決をとりたいと思います。この件に関しまして許可相当という事で認められる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。全会一致で許可相当ということで県の方へ上達したいと思っております。それでは続きまして議案第 47 号農地のあっせん申出についてという事で 2 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>25 ページをご覧ください。農地のあっせん申出、下記のとおりあっせんの申し出があ</p>

	<p>りましたので、審議願います。2件ございます。1件目、申出者は所有者の代理人である息子さんが、駄地にお住まいですけれども、この方から出していただいております。農地につきましては八反田 582-1、583-1、現況休耕となっております、面積は 1,835 m²。貸借とか売買の希望は要相談となっております。備考に理由を書いておりますとおり、太ノ原の方が耕作していたが、困難になり返還。自身では管理できないのでどなたかしてほしいという事が出されましたが、間に福田誠一委員さんが入っていただきまして、八反田の方がもう借り受けをするというような話でまとまっていつているようですので、あとは書面等を出していただいで、耕作をしていただこうかなという状態でございます。</p> <p>2件目ですけれども、中尾郷の 1457-11、外 9 筆、現況茶畑ほか、面積合計が 6,903 m²、すでに耕作・管理している者がいるが、農業委員会等を通じた貸借ができていないという事で、こちらについては、農業委員の福田光弘委員に入っていただきまして、一緒にご来庁いただきまして、内容を説明してもらって、正式な貸借をしっかりと進めるために、まずはあっせんを出してもらおうようにしたいという事で今回出していただいでいます。2件共、どうしていかないといけないかというのは、大体見えてるんですけども、手続き上出していただいでしております。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。1番につきましては、地元の委員さん方々、お世話によつてですけど、すでに耕作者が決まっているという事で、非常に良かったんじゃないかと思ひます。ありがとうございました。2番につきましても、正式な契約という事で、実際もう耕作される方がいるという事で、これも良かったんじゃないかと思ひます。あっせんが出てくるとドキッとすることがあるんですよ。最近なかなか決まらないので非常に良かったかと思ひます。あっせんそのものいろんな事について、また質問ございましたら、何か、例えば、あっせんした方がいいとか、何かあれば、質問を出してもらえばと思ひますけれども、この件以外についてもですね、特段何もなければ進めさせていただいで、その他の件でも何かあれば出してもらいたいと思ひますけど、よろしいですかね。</p>
<p></p>	<p>「はい」の声</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。それでは、議事の方を終わらせていただきたいと思ひます。引き続き、その他の件という事で、事務局よりお願いしたいと思ひます。</p> <p>その他の件が多くて申し訳ないんですけども、まず令和4年度委員報酬の加算についてという書類を見てもらいたいんですけども、先月説明しましたけれども、追加の報酬が出るという内容でございます。令和4年度の制度改正に伴い、年度当初に定めた「最適化目標」の達成度を算定し、その実績に基づいて交付金が決定される。というのが最適化交付金というのがありまして、これが使途も限られているという事なので、皆さんに委員の報酬としてお配りするという事になっております。最適化活動の実績と</p>

なるもの、ここも先月言いましたけれども、集積率の増加ですとか、遊休農地の解消、あとは最適化活動の日数ということで、毎月 10 日お願いしますと言っている所ですね。令和 4 年度の最適化交付金額、596 万円ですね。まだ町に来ている訳ではないんですけども、今のところ確実にこの額で来るだろうとなっております。委員会分と委員分とありまして、その内、四角で囲んでいる委員分ですね。こちらの方が、下に書いております、追加報酬等として活用ということで、厳密には、他にも事務経費で対象となるやつとかもあるんですけども、大体他の市町を見ても、追加報酬として基本的には使うという内容になっておりますので、ここを詳しく今回定めたとなっております。それで下の算定方法については、加算額イコール①均等割り②活動実績割。均等割につきましては、委員分、さっき言った 4,092 千円のところですね。この 30% を定数、28 人ですね、で割る、で百円未満切上という事で、計算したら、43,900 円になります。2 個目が先月書いてなかった分ですけども、改選があったので、前の委員さんはどうなるんですかというご意見があったもので、前の委員さんにも報酬がいくようにという事で新たにここを追加しております。活動月数割合を乗じるという事で、令和 4 年度は 6 ヶ月で満額 43,900 円ですね。改選のあった委員さんは、43,900 円で、活動が 3 月だけだったら、6 月で割って、百円未満切上で、2 万 2 千円になります。こういう計算方法になります。これで、改選前の委員にも 4 月から 6 月分を交付するというふうにしました。2 番の活動実績割については、先月と一緒にです。委員分の 70% を按分の基礎額とするという事で、10 日を上限に活動日数を出しまして、平均活動日数を出して、その数字を使って按分をして、要は平均日数が多い人がいっぱい貰えるというような内容になっております。R4 年度の加算額について、最大 141,000 円の追加報酬、先月は 160,900 円だったんですけども、改選前の委員さん分を含めてない額だったので、均等割が 6 ヶ月、改選がない方もしくは農業委員か推進委員かを入れ替わった方とかそういう方は 6 ヶ月。それで②が活動実績が 10 日以上ある人、上限が 10 日なので 10 日以上ある人ですね。これが 141,000 円になります。なので、しっかり活動していただいている方でも改選をされている方は、この額にはならないという風になっております。年度ごとに交付金額は変わります。ということで、来年度いくらもらえるか分からないんですけども、またその時にこの計算方法に基づいてして行きたいとは思いますが、また説明をさせていただきます。ちなみに、改選委員さんを含めると、41 名いらっしゃいますので、その分ちょっと減ったと思ってください。詳しい計算方法とかがまだどこにもなかったもので、2 月 1 日に町の決裁を取りまして、今言った内容の計算方法を書いております。中身はさっき言ったのと変わらないです。年度途中で改選があった委員も交付対象とするということで、追加で書いております。決裁もあって、大体の皆さんの金額も決まっていますんですけども、ご報告でございました。説明は以上です。何かご質問等ありますでしょうか。

スケジュールとしては、3 月の議会と、あと実際にお金が入ったら通知を皆さんに差し上げて、3 月中には出来れば入金したいなとこちらでは思っております。

森 武敏委員

皆さん同じレベルにすると、どうなの？今回からはって形でしょうけども、皆さん同

事務局	<p>等というか、日数を平均って言ったらかおかしいですけど、皆さんも一緒、皆さん、全員一緒にしたらどうなのかなっていう、その質問なんですけど、出来るのかっていう。</p> <p>事務局としても、その方が良いんですけども、やっぱり他の市町とか県の会議とかでも、やっぱりいっぱい活動している人と、ほぼ何もしていない人で、同じ額はおかしいんじゃないかという意見もあるんですよ。大体3割7割で振り分けてしている所が多いという事で、その事例を参考に今年度は設定をしたところでございます。今後、見直しも必要かなと思うので、年度ごとにまたご説明をしていきたいなと思っております。</p>
森 武敏委員	<p>今回は計算のしやすい方法でいいんじゃないかなと私としては思うんですけど今年からそういう形で始めたら</p>
議長	<p>余所もですね、他の市町もそういう形で、ある程度こう足並みを揃えながらやって、まあ、何か、今持っている以上の事なんか、気持ちとか何かあった時に、やっぱり余所と合わせておいたらやりやすいついていうのもあるんで、事務局でもそういう意味でも判断されたと思います。</p>
事務局	<p>特にですね、今年度大きく変わったもので、他の市町も、どう対応するかっていうのが見えてない状態です。最終的に全部均等割でやっているっていう所もあるとは思いますが、それがどれぐらいいるのかとか、そういうのを見て、次年度以降、対応が出来ればと思っています。</p>
川井委員	<p>10番川井です。活動日数のとらえ方なんですけど、皆さん、書かなくても、車であちこちに行くときに、やっぱりこう通っただけで、こう見ていくからという事で、私もそうやって動くたびに、まあ今日は通り掛けにだから1時間くらいだから1時間ぐらいというとらえ方でしているんですけど。その日数っていうのを、その1日7時間とかなんとかを1日にするとか、そういうとらえ方をされるんですかね。</p>
事務局	<p>いや、違いますね。もう活動日誌を毎月出してもらっていますけれども、あれの1日が1日です。1時間であっても、半時間であってもですね。</p>
川井委員	<p>そしたら、皆さんそれぞれ、毎日どこかの圃場に行ったりされるわけだから、その一緒の額でいいんじゃないかっていうのも、やっぱり考え方じゃなからうかと思うんですけどね。</p>
事務局	<p>そうですね。そうなんですけども、一応証拠書類というものがいるようになりますので、いくら来るのか今年度分からなかったものだからっていうのもあるんですけど、実績としてもう出した数値があるもので、それに合わせないわけにはいかなくてです</p>

	<p>ね。</p>
<p>森 武敏委員</p>	<p>昨年の6月の説明会の時、前田さんが説明されたように、ちょっと行った時でも、何かの折にちょっと行った時でも、一応1日に当たりますよって、1回に当たりますよっていう事だから、皆さん私はそういう形で書かれているんだなあと思ったら、何か、10日行かない人も結構いるっていう、書いてもらえない方もいるっていうから分からない。真面目にされている、その辺がよく分からないんですけども、気になったものですから。</p>
<p>事務局</p>	<p>前からの流れがあってですね、前は月に1日、2日とかで出しててもらっていたもので、なかなか急に変われなかったのかなと思うんですけど。言われるようにですね、簡単な確認だけで構わないんで、皆さんなるべく10日いくように日誌を出してもらって、こちらとしても皆さん同じ額にしたいという目標がありますので、次年度以降ご協力をよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>6月までの委員さんにはちょっと説明をしておかないと、いきなりお金が入ってきて何だかわからなくなる</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。</p>
<p>議長</p>	<p>説明をしておかないとね。説明というか文書か何かで。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。なるべくわかるような文書で送ろうとは思いますが。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>今お二人からの質問の中で、その通りだと思うんですけど、今までの実情を説明しますと、その報告するのに、時間とか、文章とか、そういう文言とか、そういうのがなかなか厳しい文言で記入させられていたんですね。だから、それを前田さんが良い方に解釈して、通ったら通って左右に目を振ったら、それも一つの見たという事で良いですよ。その内容を記録して出してくださいというふうになっていますので、前よりもかなり易しくなっているっていうのを皆さん、ご理解いただいでですね、ご賛同いただければと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明は以上でよろしいですかね。他の案件もあるので、進めさせていただきます。次が令和5年春の農作業賃金についてです。公表する農作業の賃金の目安、標準単価ですね。令和4年の分を載せております。変わった所は、一般農作業賃金ですね。こちらが最低賃金が10月にまた32円上がるという事で、それかける8時間で、時間で端数調整した6,830円に、6,570円から6,830円にという事であげております。後気になるのが、燃油高騰等もあり、農家の方からも、ちょっと合わないみたいな話もあったもので、秋の農作業で言うんですけどね、コンバインの価格をですね、10,000円から</p>

	<p>13,000 円を、10,000 円から 15,000 円と、ちょっと幅を持たせようという事で、改定をしておりますけども、茶の機械であるとか、田起こしとか田植えとか、この辺も見直しがいるか、幅を持たせるか、とかですね、その辺をご検討いただきたいなと思って、参考に裏面にですね、東彼杵、川棚、波佐見、大村の春と秋の作業賃金、令和 4 年のものですが載せております。大村が結構それぞれ一番高いのかなとは思いますが、田起こしとか 1 万円とかなっておりますけども、ちょっと上げないといけないのかなという気もするんですけども、ご意見をよろしくお願いします。</p> <p>何かないでしょうか。田植機とか、もうちょっととか、ないですかね。</p> <p>実際こう受託をされたりしている方いらっしゃったらご意見を言っていたきたいなと思うんですけど。</p>
富永委員	<p>推進委員の平似田の富永ですけど、結構あの、道なりっていうか、コンバインを頼まればしてあるんですけど、実は去年、耕運機で挟まって亡くなった方がいたんですけど、翌日もう奥さんが何とかコンバインで刈ってくれないですかと来られたわけですよ。それは、もう例えば、刈らないといけない月だったから、10、9月の25日、ちょっと過ぎだったと思うんです。で、すぐ田の状況を見に行ったら、土用干しもされてなかったものだから、どんどんでですね。これは大丈夫だろうかと思って、変わっていているかと思ってから、もう何回も色が変わるまで、三日おきぐらいに見に行き、それからライスセンターにも連絡をとって、なんとか遅らせて、遅らせて一番最終的に持っていかないといけないと思って。私が引き受けたのは、田崎さんのとは初めてだったんですけど。その前の年に引き受けた人が、もううちはそうとうせんって断っていらっしゃるんですよ。というのも、ひやもひろいし、その田んなかも、ちと、コンバインも行かれないと言うのですから。だから、いくらか決まっているのは分かっているんですけど、どうしようもないという事で、最終的に依頼したのが、10月の24、5日で、うちきれていても、入れきれない所が1反ぐらいあったんですよ。私が引き受けてしたのが、3反ぐらいあったんですけど、4反近くあったんですけど、もう普通の、なんでもって、私もベルトも焼けたんですよ。走行ベルトでもなんでも、そういう事があって、少し高くなってもしょうがないと思って、特別価格を自分で決めてもうそれで良かったらするからみたいにして、受けてしまったんですけど、そういう事だったんですけど、それだから、普通かいよっかわっかやったら、私も1万円ですってんですけど、そういう事もありまして、最小とか、そういう状況によってですね、ちょっと変えてもらっての方が良いと思います。以上です。</p>
議長	幅を持たせたら良いのかな
事務局	<p>そうですね。言われるようにケースバイケースなのかなとは思いますが、一応結構電話で聞いてこられたりするものだから、高騰しているって事を含めて、例えば、田起こしと田植機をそれぞれ 500 円ずつ上げとくとかなですね。先もちょっと上げると</p>

	<p>か、どうなのかなと思ったんですけど、それとも、もうこのままにしといて、標準的などころは、それぞれであとは話し合ってくださいという風にするっていうのも手かなとは思うんですね。特に上げないといけないでしょうっていうのは、ご意見がなければもうこのままにしとこうかなとは思いますが。</p>
森 武敏委員	<p>普通、標準って形でしていると、もうそれでいいかっていう考え方も、考え方は良いと思うんですね。やっぱり場所によっては、その辺の、上限っていうのが出てくるっていうのは、結局張本人のっていうのも、結果的にはその単価でっていう、見る人にはこれでしてもらうかなとか、状況っていうのは書いてない、場所によってはちょっと違う。そういう文句をやっぱり入れられた方が良くとかかなとは思うんですね。</p>
事務局	<p>なるほどですね。</p>
森 武敏委員	<p>木場の方で、実際問題があったと発生したわけで頼む方はちゃんと決まってるでしょ、これだけ決まってるでしょって、言わないと。</p>
事務局	<p>そしたら、但し書きみたいな形で、枠外にそういう所を書いとけばいいかなという事で、ご意見も出ておりますので、そういう形で今回は対応をさせてもらおうかなと思います。そしたら次に行きます。</p> <p>令和5年度農業委員会総会開催日程ということで、一応、次年度の分をまとめて予約を取りました。基本的には25日で大会議室っていうのが原則で進めて、とれなければ研修室であったり、前後の日付をずらしたりという事で予約をしております。まだ、会長さんの都合とかもよく確認はせずにとったところなので、変わることもあると思うんですけど、基本的にはこれで進めたいと思いますので、空けといていただければと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>次が活動記録簿についてという事で、これは今のとほぼ変わらないのですが、めくってもらって、白紙と記入例を入れているんですけども、多少変えたところと言えば、現地調査日数確認という事で、ここでもう10日を確保するようにしましょうという事で、まずは現地調査だけで10日を確保しておけば間違いなく最適化活動が10日いくだろうという事で、これを目安にしてくださいという事で欄を追加しております。で次のページは、オレンジの冊子に入っている分ですけれども、9ページにある所の赤枠で、太い赤枠で囲んである所が最適化活動です。この中の活動じゃないと日数としてカウントできません。総会とか農業者年金の活動とかは最適化交付金としては対象にならない活動と、ただ事務局で精査しますので、日誌には書いてもらって、その他で書いてもらえれば。もう一個のページは、記入例ですね。これも冊子に入っているやつをそのままとってきただけです。事務局で作った一覧表でもいいですし、もう冊子の方でどうしても出したい方は別にこっちで出してもらって全然構わないのです。</p>

議長	<p>で、次年度もまた 10 日を目指して作成をお願いいたします。何かここをこうしてほしいとかあったら、来月お配りしようとは思ってるんですけど一年分。何かご意見があれば、こうした方がいいんじゃないっていうのを。あんまり色々は出来ないんですけども、特にないですかね。なければほぼ今年度と一緒にような形でお渡ししますので、よろしくをお願いいたします。私からの説明は以上です。</p> <p>あと、全国農業図書の冊子をお配りしております。こういうのを買っておいた方がいいんじゃないか、皆にこれを配った方が良いついていうのがあったらお伝えいただければと思います。</p> <p>最初の挨拶の時に言いました。改良届の一応走りとして、とりあえず改良の、JA の事務方と話して、最初の方をお願いしまして、そういう感じで改良届を出してくださいと。切り盛りが無くてもとりあえず出してくださいという事で、ただ出すだけでいいんですけど、途中で切り盛りが発生した時は改良届を出してくださいという事で、進めていただくようにしております。実際始めてみて、出来るだけ農家の方に負担がかからないようにしたいっていうのがあるんですけども、まずは把握、改良をされている、改植をされている所を把握して、それを総会で皆さんに報告して、地元の委員さんでちょこちょこちょっと見ていただければなど。それで将来的にはトラブルがないような形で改良が進めばと思って進めておりますけども、随時やり方としては、いろいろと良い方向に、出来るだけ簡単な方向に、簡単で確実な方法で、進めていければという事で考えておりますので、こういう形で進めながら、また意見を聞きながら、今後の方法を又変える可能性があるという事でご理解いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。改良届に関して何かご意見とか、とかあればお受けしますけど。</p>
大原委員	<p>例えば、茶畑の改植とかで、隣接地が全部自分の畑とか、農道とか、他の人の承諾がないようなケースでも届けでは出すっていう事ですか。</p>
議長	<p>そうです。改良届出っいていいですか、1 枚紙の簡単なところに、畑の圃場番号とか住所とか書いてもらって、まずは出していただくと。そこで切り盛りが必要なければ、その紙だけで大丈夫なんですけど、そこで切り盛りがあった場合には、もちろん周りの隣接の同意が必要なんですけど、自分の土地であれば同意がないっていうだけで、切り盛りに関する事に対しては現地調査をしないとイケないよって思うんですけど。内容によっては件数が増えたり、内容が、その切り盛りが少なかったりした場合には事務局だけの現地確認をする場合もあるかなという事はありますけど。まずは改良をするってところは出していただくような形でしといた方が、あとあと、出さなくてよかったとか、出さなくて得したとか言う人とか、不利益にならないような形で、将来的にはいろんなトラブルがないような形で持って行ければと思うんで、とりあえず出してもらうように考えています。</p>

清心委員	<p>他ないですかね。また進めていきながら、良い方に改善していくような形でできればと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>それから、2月6日に女性部大会がありまして、お誘いを受けたんですけど行けなくてすみませんでした。何か報告を頂ければ、清心委員さんよろしくお願いします。</p> <p>皆さんこんにちは。2月6日に諫早市で第7回長崎女性農業委員の集いが行われました。県下の農業委員さん推進委員さん、法人の方、そして農業士協議会の方、認定農業者の協議会の方、各方面から100名ほどの参加の会でした。本町からは迎委員さんと、元農業委員さんの大山英子さんと私と3人で行きました。講演と事例発表、地域を元気に取り組みます発表がありました。自らの体験を聞いて、有意義な時間を過ごすことが出来ました。来年度はぜひ男性の方よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ぜひ来年は皆さんも行っていたいただければと思います。</p> <p>その他にその他の件で皆様方から何かないですかね。ないようでしたら、次回の総会予定日が、3月24日金曜日です。時間は、多分今日と一緒だと思いますけど、また事前に資料等でお送りしたいと思います。それでは2月期の農業委員会の総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>